



ARIB STD-T100

簡易無線局
950MHz帯移動体識別用無線設備

950MHz-BAND RFID EQUIPMENT
FOR CONVENIENCE RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T100 1.0版

平成22年 7月15日 策 定

社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「簡易無線局 950MHz 帯移動体識別用無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格で規定する無線設備は、952～956.4MHz を使用するもので、周波数を共用する近隣の同システム及び周波数が隣接する無線システムへの有害な電波干渉を回避するために、「簡易無線局 950MHz 帯移動体識別装置の運用の手引き」を作成し、参考資料として添付した。

本標準規格が、無線機器製造者、試験機関、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格には、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、別表に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が、本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りでない。」旨表明している。

目 次

まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第2章 標準システムの概要	2
2.1 標準システム	2
2.2 標準システムの主要諸元と機能	4
第3章 無線設備の技術的条件	5
3.1 一般条件	5
3.2 質問器	5
3.2.1 送信装置	5
3.2.2 受信装置	15
3.2.3 制御装置	15
3.2.4 筐体	16
3.3 データ処理装置とのインタフェース	16
3.4 空中線	16
3.5 応答器	16
第4章 電波防護への適合性	17
第5章 測定法	19
参考 簡易無線局 950MHz 移動体識別装置の運用の手引き	21